

学校給食用物資納入業者登録基準

1 立地条件

四国中央市内または当市近郊に営業所または根拠地があること。ただし、製造加工集荷等の事情で、調達困難な品種については、この限りでない。

2 経営規模

- (1) 確実な資本で経営され、学校給食会等との取引に適した販売実績のあること。
- (2) 相当数の常時従業員を有し、指示の期日、場所に納入できること。
- (3) 工場、店舗、販売所等固定した営業施設を有すること。
- (4) 製造元、メーカーおよびその代理店、卸売業者、小売業者であること。仲介業者は認めない。
- (5) その他四国中央市学校給食会が、特に認めたもの。

3 信用状況

- (1) 営業経歴が正しく、経営状態が良好であること。
- (2) 確実な取引先を有し、広範囲に販売されていること。
- (3) 食品に関する法律ならびに関係諸法令が、遵守されていること。
- (4) 引き続いて、2年以上その営業に従事していること。
- (5) 納税義務が履行されていること。
- (6) 経営状況等から、学校給食用物資納入業者として登録することが適当であると認められること。

4 衛生状況

- (1) 保健所の監視成績が良好であること。
- (2) 従業員の健康管理および衛生教育が十分に行われていること。
- (3) 製造加工については、材料倉庫、製造品置場、冷凍冷蔵設備、その他衛生上必要な設備が完備していること。

5 供給能力

- (1) 仕入れおよび製造加工能力が相当広大で、所要量を充たしうること。
- (2) 指示の期日、時刻および指定の容器で納入ができること。
- (3) 注文に違反した品物を納入したときは、新品と交換し、或いは返品を受け、その補償に責任を持つこと。

6 登録及び登録期間

- (1) 登録については、理事会で決定する。
- (2) 登録の有効期間は1箇年とする。

7 登録からの抹消

次に掲げる事項に該当したときは、登録を抹消する。また、登録を抹消されたときは翌年度1箇年は登録をすることができない。

- (1) 物資の納入に関し不正又は不誠実な行為を行ったとき。
- (2) 当登録基準を満たしておらず、登録を抹消するのが適当であると理事会が認めるとき。